

第 15 号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、
区の基準についても改正を行う。

2 改正内容

家庭的保育事業等を行う事業者に対し、「児童の安全の確保」に関する取組の規
定等を行った。

- (1) 安全計画の策定等の義務付け【新規】
- (2) 自動車運行時 児童所在確認の義務付け【新規】
- (3) 業務継続計画策定の努力義務化【新規】
- (4) 感染症または中毒の予防およびまん延防止措置の具体化【追加】
- (5) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日（懲戒に係る改正規定は公布の日）

品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○ 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号</p> <p>改正</p> <p>平成26年11月25日条例第40号 平成28年10月25日条例第46号 平成30年11月22日条例第42号 令和2年10月23日条例第24号 令和4年3月28日条例第10号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u></p> <p>品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 <u>(安全計画の策定等)</u></p>	<p>○ 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例 平成26年7月11日条例第24号</p> <p>改正</p> <p>平成26年11月25日条例第40号 平成28年10月25日条例第46号 平成30年11月22日条例第42号 令和2年10月23日条例第24号 令和4年3月28日条例第10号</p> <p>品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例</p>
<p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。<u>ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第14条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めな</u>け</p>

改正後	改正前
<p><u>毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>なければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。